

明治三十二年法律第九十三号

行旅病人及行旅死亡人取扱法

第一条 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト称スルハ步行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト称スルハ行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ

第二条 行旅病人ハ其ノ所在地市町村之ヲ救護スヘシ

第三条 行旅病人又ハ其ノ同伴者ヲ救護シタルトキハ市町村ハ速ニ扶養義務者又ハ第五条ニ掲ケタル公共団体ニ通知シ之ヲ引取ラシムルノ手續ヲ為スヘシ

第四条 救護ニ要シタル費用ハ被救護者ノ負担トシ被救護者ヨリ弁償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負担トス

第五条 行旅病人若ハ其ノ同伴者ノ引取ヲ為ス者ナキトキ又ハ救護費用ノ弁償ヲ得サル場合ニ於テ其ノ引取並費用ノ弁償ヲ為スヘキ公共団体ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第六条 扶養義務者ニ対スル被救護者引取ノ請求及救護費用弁償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ対シテモ之ヲ請求スルコトヲ得但シ費用ノ弁償ヲ為シタル者ハ民法第八百七十八条ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ対シテ請求ヲ為スヲ妨ケス

第七条 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スベシ

第八条 墓地若ハ火葬場ノ管理者ハ本条ノ埋葬又ハ火葬ヲ拒ムコトヲ得ス

第九条 必要ノ場合ニ於テハ市町村ハ行旅死亡人ノ同伴者ニ対シテ亦相当ノ救護ヲ為スヘシ

第十条 行旅死亡人ノ住所若ハ居所及氏名知レタルトキハ市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ公署ノ揭示場ニ告示シ且官報若ハ新聞紙ニ公告スヘシ

第十一条 行旅死亡人ノ住所若ハ居所及氏名知レタルトキハ市町村ハ速ニ相続人ニ通知シ相続人分明ナラサルトキハ扶養義務者若ハ同居ノ親族ニ

通知シ又ハ第十三条ニ掲ケタル公共団体ニ通知スヘシ

第十二条 行旅死亡人取扱ノ費用ハ先ツ其ノ遺留ノ金銭若ハ有価証券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサルトキハ相続人ノ負担トシ相続人ヨリ弁償ヲ得サルトキハ死亡人ノ扶養義務者ノ負担トス

第十三条 行旅死亡人ノ遺留物件ハ市町村之ヲ保管スヘシ但シ其ノ保管ノ物件滅失若ハ毀損ノ虞アルトキ又ハ其ノ保管ニ相当ノ費用若ハ手数ヲ要スルトキハ之ヲ売却シ又ハ棄却スルコトヲ得

第十四条 市町村ハ行旅死亡人取扱費用ニ付遺留物件ノ上ニ他ノ債権者ノ先取特権ニ対シ優先権ヲ有ス

第十五条 市町村ハ行旅死亡人取扱費用ノ弁償ヲ得タルトキハ相続人ニ其ノ保管スル遺留物件ヲ引渡スヘシ相続人ナキトキハ正當ナル請求者ト認ムル者ニ之ヲ引渡スコトヲ得

第十六条 行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者ノ救護若ハ取扱ニ関スル費用ハ所在地市町村費ヲ以テ一時之ヲ繰替フヘシ

第十七条 前項費用ノ弁償金徴収ニ付テハ市町村税滞納処分ノ例ニ依ル

第十八条 前項ノ徴収金ノ先取特権ハ国税及地方税二次格モノトス

第十九条 削除

第二十条 外国人タル行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ニ関シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一条 船車内ニ於ケル行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ニ関シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二十八年八月二五法律第二一三号) 抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

附則 (昭和三四四年四月二〇日法律第一四八号) 抄

1 この法律は、国税徴収法(昭和三十四年法律第一百四十七号)の施行の日から施行する。

2 第二章の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

3 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

4 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

5 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

6 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

7 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

8 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

9 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

10 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

11 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

12 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

13 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

14 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

15 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

16 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

17 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

18 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

19 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

20 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

21 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

22 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

23 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号(第四十七号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和四二年八月二日法律第二一〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から施行する。

3 この法律は、公布の日から施行する。

4 この法律は、公布の日から施行する。

5 この法律は、公布の日から施行する。

6 この法律は、公布の日から施行する。

7 この法律は、公布の日から施行する。

8 この法律は、公布の日から施行する。

9 この法律は、公布の日から施行する。

10 この法律は、公布の日から施行する。

11 この法律は、公布の日から施行する。

12 この法律は、公布の日から施行する。

13 この法律は、公布の日から施行する。

14 この法律は、公布の日から施行する。

15 この法律は、公布の日から施行する。

16 この法律は、公布の日から施行する。

17 この法律は、公布の日から施行する。

18 この法律は、公布の日から施行する。

19 この法律は、公布の日から施行する。

20 この法律は、公布の日から施行する。

21 この法律は、公布の日から施行する。

22 この法律は、公布の日から施行する。

23 この法律は、公布の日から施行する。

24 この法律は、公布の日から施行する。

25 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年八月二日法律第二一〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から施行する。

3 この法律は、公布の日から施行する。

4 この法律は、公布の日から施行する。

5 この法律は、公布の日から施行する。

6 この法律は、公布の日から施行する。

7 この法律は、公布の日から施行する。

8 この法律は、公布の日から施行する。

9 この法律は、公布の日から施行する。

10 この法律は、公布の日から施行する。

11 この法律は、公布の日から施行する。

12 この法律は、公布の日から施行する。

13 この法律は、公布の日から施行する。

14 この法律は、公布の日から施行する。

15 この法律は、公布の日から施行する。

16 この法律は、公布の日から施行する。

17 この法律は、公布の日から施行する。

18 この法律は、公布の日から施行する。

19 この法律は、公布の日から施行する。

20 この法律は、公布の日から施行する。

21 この法律は、公布の日から施行する。

22 この法律は、公布の日から施行する。

23 この法律は、公布の日から施行する。

24 この法律は、公布の日から施行する。

25 この法律は、公布の日から施行する。